

令和7年第3回大玉村議会定例会会議録

第1日 令和7年9月8日（月曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 三瓶 賢一	2番 館 下 憲一	3番 渡邊 初治
4番 菅原 貴子	5番 渡邊 啓子	6番 斎藤 信一
7番 松本 昇	8番 本多 保夫	9番 佐原 佐百合
10番 須藤 軍蔵	11番 武田 悅子	12番 押山 義則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求める職員。

村長 押山 利一	副村長 武田 正男
教育長 渡辺 敏弘	総務部長 橋本 哲夫
住民福祉部長兼 福 訂 課 長 安田 春好	産業建設部長 渡辺 雅彦
教育部長 後藤 隆	総務課長 鈴木 真一
企画財政課長 渡辺 一樹	税務課長 三瓶 隆弘
住民生活課長 安田 敏	保健課長 町田 弘江
産業課長 藤田 良男	建設課長 遠藤 義紀
参考事務 都市計画課長 兼 杉原 仁	参考事務 上下水道課長 伊藤 寿夫
会計管理 兼出納室長 菊地 美和	教育総務課長 鈴木 裕也
生涯学習課長 田辺 将裕	農業委員会長 佐藤 雅俊
代表監査委員 甲野藤 健一	

4. 本会議案件は次のとおりである。

議席の指定及び一部変更

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

常任委員会委員の選任

所信表明並びに行政報告

議案の一括上程（議案第62号から議案第83号並びに報告第2号から報告第3号）

議案第62号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 6 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 4 号 大玉村税特別措置条例の一部を改正する条例について
議案第 6 5 号 大玉村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
について
議案第 6 6 号 大玉村火入れに関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 7 号 令和 6 年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 8 号 令和 6 年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
議案第 6 9 号 令和 6 年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
議案第 7 0 号 令和 6 年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 1 号 令和 6 年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 2 号 令和 6 年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
について
議案第 7 3 号 令和 6 年度大玉村水道事業会計決算認定について
議案第 7 4 号 令和 6 年度大玉村農業集落排水事業会計決算認定について
議案第 7 5 号 令和 7 年度大玉村一般会計補正予算について
議案第 7 6 号 令和 7 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 7 7 号 令和 7 年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について
議案第 7 8 号 令和 7 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
議案第 7 9 号 令和 7 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第 8 0 号 令和 7 年度大玉村水道事業会計補正予算について
議案第 8 1 号 令和 7 年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について
議案第 8 2 号 大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案第 8 3 号 大玉村教育委員会委員の任命について
報告第 2 号 健全化判断比率の報告について
報告第 3 号 資金不足比率の報告について
提案理由の説明
請願・陳情について（委員会付託）
5. 本会の書記は次のとおりである。
議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、佐藤光一郎、牧野敏雄

会議の経過

○議長（押山義則） 皆さん、おはようございます。令和7年第3回9月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、令和7年第3回大玉村議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） これより本日の会議を開きます。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、議席の指定及び一部変更を行います。

7月27日に行われました大玉村議会議員補欠選挙において当選された三瓶賢一君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、1番に指定します。

今回、新たに当選された三瓶賢一君の議席に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

変更後の議席は、2番館下憲一君、3番渡邊初治君、4番菅原貴子君、5番渡邊啓子君、6番斎藤信一君、7番松本昇君、8番本多保夫君、9番佐原佐百合君です。

お詫びいたします。

ただいま着席のとおり、議席の指定及び一部変更することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議席の指定及び一部変更することに決定いたしました。

ここで、新たに当選された三瓶賢一君を紹介します。三瓶賢一君は、自席で自己紹介をお願いします。1番。

○1番（三瓶賢一） 1番三瓶賢一です。

このたびの議会議員の補欠選挙に無投票で当選しました三瓶賢一でございます。

村民の負託に応えられるように、すぐやろう、よしやろうというような気持ちを大切に精進してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（押山義則） 1番三瓶賢一君の自己紹介が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番佐原佐百合君、10番須藤軍蔵君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。10番。

○議会運営委員会委員長（須藤軍蔵） おはようございます。

令和7年第3回9月定例会に当たりましては、さきに閉会中の継続調査といたしておりました本期定例会の会期日程等について、去る9月4日午前9時より第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下、ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長、総務課長、企画財政課長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び議事日程等について、次のように決定をいたしました。

本期定例会に提出される事件は、村長提出の議案等24件で、その内容は、条例改正案件5件、決算認定案件8件、補正予算案件7件、人事案件2件及び報告2件の、合わせて24件であります。

また、本期定例会の一般質問者は9名であります。

よって、会期につきましては、本日9月8日から19日までの12日間と決定いたしました。

また、審議日程につきましては、

本日 8日 本会議 所信表明並びに行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、監査委員の決算審査報告、請願・陳情の委員会付託、委員会

9月 9日 休会（議案調査のため）

9月10日 本会議 一般質問 7名

9月11日 本会議 一般質問 2名、令和6年度歳入歳出決算認定議案に対する
総括質疑及び令和6年度歳入歳出決算認定議案の委員会付託

9月12日 委員会（付託事件の審査）

9月13日 休会

9月14日 休会

9月15日 休会

9月16日 委員会（付託事件の審査）

9月17日 委員会（付託事件の審査）

9月18日 委員会（付託事件の審査）

9月19日 本会議 議案審議、付託事件の委員長審査報告及び審議、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

なお、決算議会でありますので、代表監査委員に、本日8日及び11日の本会議に出席を求めております。

また、9月11日の総括質疑は、令和6年度歳入歳出決算認定議案についての質疑であります。質疑は、原則として自ら所属する常任委員会の決算項目以外の質疑内容とし、歳入歳出決算書及び執行成果報告書のページ数を明らかにし、議題に供された内容とするよう、ご協力をくださいますようにお願い申し上げます。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようにお願いを申し上げまして、報告といたします。

○議長（押山義則） お諮りいたします。

会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第4、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査の結果報告、説明員の報告、今期定例会までに受理した請願・陳情書及び議員派遣の結果報告についてであり、内容は配付いたしました報告書のとおりであります。

なお、今定例会は決算議会でもありますので、甲野藤健一代表監査委員に出席をいただいております。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第5、常任委員会の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が指名します。

産業厚生常任委員に、1番三瓶賢一君を指名します。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第6、村長より所信表明並びに行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第3回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

また、代表監査委員にご出席をいただいております。ご苦労さまでございます。

さて、令和3年8月に3期目の就任以来、当面する諸課題対応や村の活性化を推進するため、各種施策に取り組み、着実に実施してまいりました。

しかし、将来を見据えた村づくりに関する事業については、計画または着手中のものが多くあり、さらなる村政の前進には引き続き村政に携わることが不可欠と判断し、再度、村長選に立候補し、去る7月27日執行の選挙におきまして、4選を果たさせていただきました。

ここに、議員の皆様はじめ、村民皆様方の力強いご支援、ご指示に対しまして、心から感謝を申し上げます。

本村は、「人は活力の源」との考えの下、子育て支援をはじめ長年にわたる定住人口増加対策の取組により、国勢調査では僅かながらも45年間連続で人口が増加しております。

また、幼少人口比率及び合計特殊出生率も県内一を維持してまいりました。

しかし、この傾向が今後も続くことは難しいとの考え方から、現在の課題に対応するとともに、10年、20年先も自立する村づくりに向けた各種施策の展開が不可欠であります。

そして、村民の皆様からこれらの施策の継続に理解と支持をいただき、再度、村長就任をさせていただいたことは、その期待の大きさに身の引き締まる思いと、その責務の重大さを強く実感しております。

今後も議会の皆様方はもとより、多くの村民の皆様方と行政がより一層心を通わせ、「村民に日本一近い村政」と、村民が主役の「住んでよかったと思える村づくり」の実現に向けて精魂を傾け、努めさせていただく覚悟であります。

また、現下の課題対応に加え、超高齢化社会を目前にして、さらに増大するであろう行政需要や要望に応えていくことはもちろんのこと、「小さくとも輝く 大いなる田舎 美しい村 大玉村」として、活力のある自立を続ける村づくりのため、職員ともども邁進してまいりたいと思いますので、皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

ここで、4期目に当たって、施策の概要について申し上げます。

第1に、産業の振興と地域経済の活性化であります。

村の基幹産業である農業の持続・活性化に向けた支援をさらに強化するとともに、農業振興公社事業の充実を図ってまいります。

また、新規就農者の受け入れ体制の整備、直売所周辺を再整備し、販路拡大と交流人口及び関係人口の増加を図り観光農業を展開するなど、農業の新たな可能性を広げてまいります。

さらに、村の長年の悲願であり、50年前から要望してきた県道石筵本宮線の全線開通に向け、郡山市、本宮市とも連携しながら、早期開通のため最善の努力をしてまいります。

第2に、村政の振興と発展を図るための取組であります。

引き続き村財政の健全性を維持しつつ、人口増加対策を中心とした振興策を実施するとともに、10年、20年後を常に見据え、時々の課題に適切に対応した村政執行に心がけてまいります。

また、ペルー国マチュピチュ村との交流をはじめとして、台湾や国内友好協定を結ぶ自治体等との人・もの・文化の交流など国内外交流事業をさらに進めてまいります。

そして、スマートインターチェンジの実現化、高速道路バストップの再整備を強力に推し進め、新たな産業基盤の創出や公共交通の利便性向上、交流人口増加等によ

る活力ある村づくりの推進を図ってまいります。

第3に、暮らしの安心・安全の確保と健康長寿の村づくりであります。

いかなる災害が起きても、村民の命と健康を確保できるよう、十分な備えと地域単位の自主防災組織づくりを支援し、災害に強い村づくりに努めてまいります。

また、村の安心・安全の要である消防団の処遇改善を進め、消防施設や装備の充実に努めるとともに、消防、交通、防犯団体との連携強化を進めてまいります。

日々の健康維持と疾病の早期発見、早期治療が健康長寿の鍵を握ります。健康体操の普及など日常的な健康習慣の確立とともに、人間ドックやP E T検診への補助、各種健診を引き続き実施してまいります。

第4に、子育て・高齢者・障害者等の支援拡充であります。

保育所保育料の無償化の継続、病児・病後児保育など一時預かり保育の充実を目指します。また、子育て支援センターと大山公民館に代わる住民交流センターを兼ねた複合施設建設を進め、子育てに関する各種相談機能の充実と、子育て中の皆さん同士の交流促進を図ってまいります。

主に高齢者等の日常生活を支え、大切な移動手段を確保するため、デマンドタクシーA I 予約システムを定着させ利便性の向上に努めるとともに、常に利用者の声を聞きながら運用の改善を図ってまいります。

また、介護が必要となっても、住み慣れたこの村で安心して暮らすことができるよう、介護提供体制の充実、認知症や徘徊への対策に取り組むとともに、介護予防事業の充実に努めてまいります。

さらに、農業の持っている力を福祉事業に生かし、障がい者の雇用の場の創出を図る農福連携の取組を推進し、障害のある人もない人もこの地域で生き生きと活動し、お互いを尊重し合える地域社会をつくってまいります。

第5に、教育環境の充実であります。

子育て世代の負担軽減を進め、子どもたちの健全な育成を目指して、小中学校の給食完全無償化に続き、幼稚園での弁当給食の提供と半額助成を試行的に実施するとともに、中学校新入生から制服代の全額補助を実施いたします。

子どもたちの安全で快適な学校生活と、災害時の避難所としての役割も担う学校体育館への空調施設の導入を、中学校の体育館から順次進め、全小中学校への早期導入を目指してまいります。

世界に羽ばたく子どもたちの将来を見据えた英語教育、I C T教育の充実を目指すとともに、幼小中連携による一貫的教育実践を一層発展してまいります。また、子どもたちの声や考えを発表する場として、子ども未来会議を開催いたします。

高等教育への支援を図るため、大学生への奨学金制度創設へ向けて、皆様のご意見を聞きながら、早期実現を目指して進めてまいります。

以上、重点施策の概要について申し上げましたが、今後とも地方自治の本旨である住民の福祉向上に努めてまいる所存であります。改めて、議会の皆様はじめ村民皆様の絶大なるご支援、ご協力を衷心よりお願い申し上げ、再任に当たっての所信表明と

させていただきます。

続きまして、今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（押山義則） 村長の所信表明並びに行政報告が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第7、議案第62号から議案第83号並びに報告第2号から報告第3号を一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（牧野敏雄） 別紙議案書により朗読。

○議長（押山義則） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第8、村長より提案理由の説明を求めます。

なお、説明に当たっては、まずは議案第62号から議案第74号までの説明をお願いします。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、条例改正案5件、決算認定8件、補正予算案7件、人事案件2件、報告2件、合わせて24件であります。

それでは、議案第62号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正が行われ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現させるための措置を定めるため、条例の一部改正を行うものであります。

改正内容について申し上げます。

第17条の2につきましては、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向配慮等及び3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等に関する措置を定めるための改正を行うものであります。

次に、議案第63号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正が行われ、部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲で1日の勤務時間の全部、または一部についての勤務しないことを選択できるように第1号部分休業及び第2号部分休業とするとともに、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げることとし、条例の一部改正を行うものであります。

改正内容について申し上げます。

第21条につきましては第1号部分休業の承認について、第21条の2につきましては第2号部分休業の承認について、第22条につきましては部分休業の承認の取消

事由について定めるものであります。

続きまして、議案第64号、大玉村税特別措置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和7年度の税制改正において、地域未来投資促進法の適用期間が3か年延長されたことに伴い、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例及び福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例が令和7年7月8日に公布され、令和7年4月1日から適用するとされたことに伴い、本条例の改正が必要となったため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容について申し上げます。

第3条につきましては、現行の令和7年3月31日から令和10年3月31日へ適用期間を3か年延長するものであります。

また、附則では、施行期日等について定めるものであります。

次に、議案第65号、大玉村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、コンビニエンスストア等に設置されている端末機から印鑑登録証明書を交付するため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、第12条の2を新たに追加し、個人番号カード、またはスマートフォンに記録した利用者証明用電子証明書を使用し、印鑑登録証明書の交付を可能とともに、第2項では、第1項による印鑑登録証明書の交付については、印鑑登録証の提出を不要とすることを定めるものであります。

次に、議案第66号、大玉村火入れに関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、既に気象庁におきまして、異常乾燥注意報から乾燥注意報に変更になっていることに伴い、条例を改正するものであります。

続きまして、令和6年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について申し上げます。

水道事業会計、農業集落排水事業会計を除く6会計における歳入決算総額は75億1,578万2,523円、歳出決算総額は70億305万2,064円となり、歳入歳出差引残額は5億1,273万459円となりました。

令和6年度の会計全般につきましては、去る8月19日から25日までの日程により監査委員に決算審査をお願いしたところであります、「決算及び財政健全化等審査意見書」と決算資料である「成果報告書」を添えて、議会の承認に付すものであります。

それでは、議案第67号、決算書をご覧ください。92ページをお開きください。実質収支に関する調書であります。

一般会計の歳入総額が57億525万8,114円、歳出総額が52億7,021万3,378円となり、翌年度に繰り越すべき財源が8,655万1,000円を差し引いた実質収支額は3億4,849万3,736円となりました。

これらを前年度と比較いたしますと、歳入で6.6%増、歳出で7.0%増、実質収支で10.6%減となりました。

財産に関しては、94ページからの「財産に関する調書」に記載のとおりであり、地方債現在高の現況につきましては101ページからの調書のとおりであります。

また、これら事務事業の執行概要につきましては「成果報告書」に記載のとおりであります。

なお、一般会計を主とした普通会計の決算状況で明らかとなる財政各指標につきましては、成果報告書205ページに掲載のとおりでありますが、まず財政の弾力性を表す経常収支比率は87.8%（前年度87.7%）、財政力指数0.37（前年度0.37）、公債費比率5.9%（前年度6.5%）、実質公債費比率7.0%（前年度7.3%）という状況であり、このほか実施赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率などの財政健全化法に基づく指標も含め、いずれも基準内数値であり、その内容は審査意見書や報告書のとおりであります。

地方債は、6年度末現在で32億6,690万3,000円であります。このうち44.2%に当たる14億4,460万6,000円ほどが、国の地方財政の財源不足を補うため、普通交付税と一体となって発行を許可する特例債である臨時財政対策債であり、後年度に全額交付税措置されるものであります。

次に、議案第68号、令和6年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

130ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額が8億2,189万6,568円、歳出総額が7億8,753万1,009円であり、実質収支額は3,436万5,559円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で8.8%減、歳出で8.1%減、実質収支で23.0%減となりました。

また、財産に関しては131ページの調書のとおりであり、これら事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第69号、令和6年度大玉村玉井財産区特別区会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

144ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額が629万1,760円、歳出総額が383万707円であり、実質収支額は246万1,053円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で27.5%減、歳出で38.4%減、実質収支で0.02%減となりました。

また、財産に関しては146ページからの調書のとおりであり、これら事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第70号、160ページをお開きください。

令和6年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

実質収支に関する調書であります。

この会計は、基金による土地の取得と、財産収入の基金への戻入れといった定額運用の基金会計であるため、決算額が歳入歳出とも同額の 1, 534万1, 294円となつたものであります。

財産に関しては 161 ページの調書のとおりであり、これら事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第 71 号、188 ページをお開きください。

令和 6 年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額が 8 億 7, 131 万 4, 561 円、歳出総額が 8 億 3, 424 万 9, 464 円であり、実質収支額が 3, 706 万 5, 097 円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で 5. 9 % 増、歳出で 3. 9 % 増、実質収支で 93. 2 % 増となりました。

財産に関しては 189 ページの調書のとおりであり、これらの事務事業の執行につきましては「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第 72 号、206 ページをお開きください。

令和 6 年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額が 9, 568 万 226 円、歳出総額が 9, 188 万 6, 212 円であり、実質収支額は 379 万 4, 014 円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で 13. 3 % 増、歳出で 12. 2 % 増、実質収支で 46. 5 % 増となっており、事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、208 ページをお開きください。

議案第 73 号、令和 6 年度大玉村水道事業会計決算認定について申し上げます。

予算第 3 条で定めた収益的収支の決算は、上段の水道事業収益で 1 億 7, 903 万 153 円、下段の水道事業費用で 1 億 5, 424 万 1, 487 円となり、対前年度比は収益で 1. 1 % の減、費用で 8. 2 % の増となったものであります。

210 ページをお開きください。

予算第 4 条で定めた資本的収支の決算は、上段の資本的収入で 9, 940 万 9, 000 円、下段の資本的支出が 1 億 7, 785 万 6, 357 円となり、不足する額は、210 ページ下段に記載のとおり留保資金等で補填を行い、決算したものであります。

212 ページをお開きください。

令和 6 年度の損益計算書であります。

給水収益などの営業収益で 1 億 3, 563 万 2, 274 円、維持管理などの営業費用で 1 億 4, 097 万 9, 375 円、受取利息などの営業外収益で 2, 945 万 695 円、支払利息などの営業外費用で 977 万 4, 888 円となり、これらの収支差引きにより 1, 432 万 8, 706 円の当年度純利益となりました。

213ページをお開き願います。

剰余金計算書であります。

まず、利益剰余金の部では、減債基金積立金、建設改良積立金の合計は8,000万2,221円、当年度純利益1,432万8,706円を加えた当年度未処分利益剰余金は3,563万6,063円であります。

214ページをお開き願います。

資本金剰余金の部は、受贈財産評価額、工事負担金、国県補助金、繰入金の合計となる翌年度繰越資本剰余金1,122万2,112円であり、下段は剰余金処分計算書であります。

215ページをお開き願います。

水道資産の状況を示した貸借対照表であります。

有形固定資産合計は17億6,765万9,123円、無形固定資産合計は80万143円、現金預金・未収金などの流動資産合計が3億2,499万8,583円であります、資産の部の合計は20億9,345万7,849円となるものであります。

216ページをお開き願います。

負債の部、固定負債の企業債は8億3,957万4,157円、未払金などの流動負債は6,475万8,700円、長期前受金などの繰延収益は4億5,478万3,620円、資本の部は記載のとおりであります、負債・資本合計は、資産の部の合計と同額となるものであります。

217ページからは、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表附属調書として損益計算書、貸借対照表等の明細書であります。

228ページからは、給水の状況などをまとめた事業報告書であります。

次に、議案第74号、236ページをお開きください。

令和6年度大玉村農業集落排水事業会計決算認定について申し上げます。

予算第3条で定めた収益的収支の決算は、上段の農業集落排水事業収益で1億6,058万5,917円、下段の農業集落排水事業費用で1億2,096万1,474円となったものであります。

238ページをお開き願います。

予算第4条で定めた資本的収支の決算は、上段の資本的収入で1,680万1,000円、下段の資本的支出が7,178万2,827円となり、不足する額は、238ページ下段に記載のとおり留保資金等で補填を行い、決算したものであります。

240ページをお開きください。

令和6年度の損益計算書であります。

農業集落排水施設使用料などの営業収益で6,333万8,600円、維持管理などの営業費用で1億907万907円、受取利息などの営業外収益で9,091万2,209円、支払利息などの営業外費用で644万7,693円となり、これらの収支差引きにより3,627万2,209円の当年度純利益となりました。

241ページをお開き願います。

剩余金計算書であります。

まず、利益余剰金の部は、減債基金積立金、建設改良積立金の合計はゼロ円、当年度純利益3, 627万2, 209円を加えた当年度未処分利益剰余金は3, 627万2, 209円であります。

242ページをお開き願います。

資本剰余金の部は、受贈財産評価額、工事負担金、国県補助金、繰入金の合計となる翌年度繰越資本剰余金1, 935万4, 053円であり、下段は剰余金処分計算書であります。

243ページをお開き願います。

農業集落排水事業資産の状況を示した貸借対照表であります。

有形固定資産合計は14億8, 381万8, 336円、現金預金・未収金などの流動資産合計が3, 266万4, 225円であり、資産の部の合計は15億1, 648万2, 561円となるものであります。

244ページをお開き願います。

負債の部、固定負債の企業債は2億385万5, 249円、未払金などの流動負債は5, 530万9, 284円、長期前受金などの繰延収益は8億9, 719万4, 537円、資本の部は記載のとおりであります。負債・資本合計は、資産の部の合計と同額となるものであります。

245ページからは、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表附属調書として損益計算書、貸借対照表等の明細書であります。

256ページからは、経営の状況などをまとめた事業報告書であります。

以上、令和6年度における各会計の決算についてご説明を申し上げました。

○議長（押山義則） 議案第62号から議案第74号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員より決算審査についての報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（甲野藤健一） それでは、私のほうから、令和6年度の決算審査意見について申し上げます。

1ページをお開きになっていただきたいと思います。

令和6年度大玉村一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の対象

令和6年度大玉村一般会計歳入歳出決算

令和6年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和6年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算

令和6年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算

令和6年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算

令和6年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

こういうことになります。

第2 審査の期間

令和7年8月19日から8月25日において実施しました。

第3 審査の場所は、ここ大玉村役場になります。

第4 審査の方法

審査に当たっては、村長から送付された令和6年度一般会計及び特別会計（水道事業及び農業集落排水事業を除く。以下同じ。）歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書（以下決算諸表という。）について、諸帳簿、証票類と照合し、さらに関係職員の説明を求め、決算計数の確認と予算が法令等に適合して適正かつ効率的に執行されているか、以下の項目について審査をいたしました。

歳入では、歳出ではということではありますが、以下ご覧になっていただきたいと思います。

次に、2ページをお開きになっていただきたいと思います。

第5 審査の結果

1 審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びにその他政令で定める調書等の資料は、いずれも法令に準拠して作成され、一般会計歳入歳出決算書及び特別会計歳入歳出決算書とも、款、項、目、節などの計数も正確に記載されており、適正な執行がなされたものと認める。

2 財政健全化判断比率及び公営企業不足比率については、算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき審査をしたが、適正に作成されており、基準をクリアしていた。

3 基金について、計数及び運用状況は、適正に管理運用されていた。

4 行政財産及び普通財産については、適正に管理されていた。

第6 審査の意見を申し上げます。

令和6年度普通会計決算状況を見ると、歳入総額57億526万2,000円のうち地方税10億3,139万1,000円、地方交付税20億6,668万1,000円であり、歳出総額52億7,021万7,000円、人件費11億8,494万2,000円、公債費3億9,505万9,000円、物件費6億8,097万2,000円である。経常収支比率は87.8%で対前年度比0.1ポイント増加した。なお、実質公債費比率は7.0%である。

令和6年度予算執行に関する事務処理は、毎月実施している例月出納検査及び2月に実施した定期監査において審査し、決算審査においても個別事項の指導を行い、改善を求めた。なお、下記事項を付して決算審査の意見とする。

記。

1. 収入未済額は、村税5,157万4,940円のうち現年分が912万6,408円、公営住宅使用料463万4,700円うち現年分が247万2,400円、国民健康保険税6,666万1,415円のうち現年分919万9,045円、介護保険料231万4,440円のうち現年分45万4,700円でありました。引き続き、収入未済額の解消に努められたい。

2. 今後予定されております大型事業が竣工されるまでは、多額の財政支出が見込まれます。今現在の事務事業の評価を行い、長年にわたり実施して一定の効果のあった事業の見直しに着手していただき、歳出の削減が可能であるものは歳出の抑制を図られたい。

第7 審査の概要

次に、3ページですが、3ページから以降は審査の概要が載っておりますのでご覧になっていただきたいと思います。

なお、5ページに国民健康保険特別会計、6ページに玉井財産区特別会計、土地取得特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計が記載がありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

次に、9ページをお開きになっていただきたいと思います。

令和6年度大玉村水道事業会計決算審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象 令和6年度大玉村水道事業会計決算

審査の期間 令和7年8月19日から8月25日になります。

審査の場所 大玉村役場

審査の手続 この決算審査に当たっては、管理者から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検討するため、会計帳簿・証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法及び同施行令、その他関係法令の定めるところにより整理されており、令和6年度末における事業会計の現金残高は預金残高と一致した。予算の執行状況についても関係法令に従い適正妥当なものと認められた。さらに、水道事業の経営成績及び財政状態も適正に表示されているものと認めた。

また、財産、物品等については、年度中の増減並びに年度末現在高が関係台帳及び書類と符合し適正であった。

第3 審査の意見を申し上げます。

流動資産における未収金は1,709万8,966円である。過年度分の未収金の解消にぜひ努められたいと思います。

また、光熱水費、修繕費、人件費など水道事業費用が増大しており、今後見込まれる各種事業を考慮すると、供給単価の見直しが必要である。

第4 決算の概要、以降はご覧になっていただきたいと思います。

次に、12ページをお開きになっていただきたいと思います。

令和6年度大玉村農業集落排水事業会計決算審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象 令和6年度大玉村農業集落排水事業会計決算

審査の期間 令和7年8月19日から8月25日

審査の場所 大玉村役場

審査の手続 この決算審査に当たっては、管理者から提出された決算書類が、農業集落排水事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検討するため、会計帳簿・証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果を申し上げます。

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法及び同施行令、その他関係法令の定めるところにより整理されており、令和6年度末における事業会計の現金残高は預金残高と一致した。予算の執行状況についても関係法令に従い適正妥当なものと認められた。さらに、農業集落排水事業の経営成績及び財政状況も適正に表示しているものと認めた。

また、財産、物品等については、年度中の増減並びに年度末現在高が関係台帳及び書類と符合し適正であった。

第3 審査の意見を申し上げます。

流動資産における未収金は1,248万4,448円であります。過年度分の未収金の解消に努めていただきたい。

第4 決算の概要からの以下はご覧になっていただきたいと思います。

次に、14ページ。

令和6年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

以下、ご覧になっていただきたいと思います。

15ページ。

令和6年度大玉村水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果を申し上げます。

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

以下、ご覧になっていただきたいと思います。

16ページをお開きになっていただきたいと思います。

令和6年度大玉村農業集落排水事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要を申し上げます。

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果を申し上げます。

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

以上、令和6年度の決算審査について、申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（押山義則） 決算審査の報告が終わりました。

ここで暫時休議いたします。

再開は午前11時15分といたします。

（午前10時58分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 引き続き、村長より議案第75号から報告第3号までの提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） それでは、引き続き提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号から議案第81号、令和7年度各種会計補正予算について、概要のみご説明申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、議案第75号、補正予算書のほうをご覧ください。

議案第75号、令和7年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、前年度決算による繰越金や地方交付税等の確定額を主な財源として、今後見込まれる事務事業に対応する予算の編成を行ったところであります。

それでは、予算書によりご説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

補正予算第3号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,360万円を追加し、予算の総額を57億3,733万5,000円とするものであります。

また、補正予算第2条は、4ページに記載の第2表のとおり、地方債の補正であります。

続いて、議案第76号、75ページをお開きください。

令和7年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものであります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,045万4,000円を追加し、予算の総額を8億

5, 780万5,000円とするものであります。

次に、議案第77号、93ページをお開きください。

令和7年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものでありますと、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ146万9,000円を追加し、予算の総額を680万円とするものであります。

議案第78号、令和7年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

101ページをお開きください。

今回の補正は、前年度決算の確定による各費目の調整のための編成を行い、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ5,906万円を追加し、予算の総額を9億4,851万5,000円とするものであります。

次に、議案第79号、133ページをお開きください。

令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、繰越金の確定等に伴う予算の編成をしたものでありますと、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ379万3,000円を追加し、予算の総額を9,913万9,000円とするものであります。

続いて、議案第80号、141ページをお開きください。

令和7年度大玉村水道事業会計補正予算について申し上げます。

補正予算第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の水道事業費用に455万5,000円を補正計上するものであります。

補正予算第3条は、予算第4条で定めた資本的支出に172万7,000円を補正計上し、不足する財源は内部留保資金等を充当し、補填するものであります。

次に、議案第81号、151ページをお開きください。

令和7年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について申し上げます。

151ページ、補正予算第2条は、予算第3条で定めた収益的収入の農業集落排水事業収益に768万9,000円、収益的支出の農業集落排水事業費用に1,029万4,000円を補正計上するものであります。

補正予算第3条は、予算第4条で定めた資本的支出に22万6,000円を補正計上し、不足する財源は内部留保資金等を充当し、補填するものであります。

続きまして、議案書のほうにお戻りください。

議案書の31ページ、議案第82号、大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について申し上げます。

本案につきましては、現職であります武田幸子氏が、令和7年9月28日をもって任期満了となりますと、人格、識見ともに最適任者であることから、大玉村固定資産評価審査委員会の委員に再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、当該委員の任期は、令和7年9月29日から令和10年9月28日までの3年間であります。

続きまして、議案第83号、大玉村教育委員会委員の任命について申し上げます。

本案につきましては、現職である須藤綾子氏が、令和7年9月30日をもって任期満了となることから、その人格、見識ともに適任者であることを認め、大玉村教育委員会委員に再任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、当委員の任期につきましては、令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年間であります。

続きまして、報告第2号、健全化判断比率の報告について、報告第3号、資金不足比率の報告については、資料をご覧願います。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 命により、議案第75号から議案第81号、令和7年度各会計補正予算についてご説明申し上げます。

それでは、議案第75号、令和7年度大玉村一般会計補正予算について、歳出からご説明を申し上げます。

補正予算書の16ページをお開き願います。

款1議会費は、46万円の補正計上であります。

款2総務費は、総額2億3,794万2,000円の補正計上であります。

主な事業について申し上げます。

16ページから19ページにかけての文書広報費の事項②情報処理に要する経費は、業務用パソコン176台を更新するための経費882万2,000円を含め、合わせて1,090万7,000円の補正計上であります。

18ページ中段の財産管理費の事項①庁舎等の維持管理に要する経費は、未契約だった公用車のテレビつきカーナビ分のNHK放送受信料262万8,000円を含め、合わせて498万6,000円の補正計上であります。

財産管理費の事項③ふれあいセンター管理運営に要する経費は、3か所のふれあいセンターの照明LED化工事費810万円を含め、合わせて1,101万5,000円の補正計上であります。

20ページをお開き願います。

企画費の事項⑤定住促進対策に要する経費は、玉井字馬場地内ほか2か所、計21区画に係る定住促進住宅団地造成事業交付金1,050万円の補正計上であります。

下段の基金費は、繰越金の確定による剰余金処分として、財政調整基金積立金1億7,500万円の補正計上であります。

22ページをお開き願います。

上段の諸費の事項②防犯対策に要する経費は、住宅用防犯カメラ等設置補助金

50万円を含め、合わせて181万6,000円の補正計上であります。

国内外交流費の事項①国内外交流事業に要する経費は、昨年度と同額となるマチュピチュサンタプロジェクト負担金50万円の補正計上であります。

事項②台湾交流事業に要する経費は、中学2年生を対象とした「未来への翼」募集団員数34名に対し、参加希望数が39名となったことを受けた必要経費など116万円の補正計上であります。

24ページをお開き願います。

中段からの款3民生費は、総額6,397万5,000円の補正計上であります。

主な事業として、社会福祉総務費の事項③社会福祉協議会に要する経費は、事業を開始して30周年を迎えたかあちゃん弁当の記念誌を発行するための経費176万円を含め、合わせて235万9,000円の補正計上であります。

26ページをお開き願います。

障がい者福祉費の事項①職員人件費等、障がい福祉に係る共通経費は、第8期障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート調査業務委託料157万3,000円を含め、合わせて623万6,000円の補正計上であります。

事項③障害者総合支援法に要する経費は、障がい者自立支援給付費1,841万2,000円を含め、合わせて2,251万5,000円の補正計上であります。

28ページをお開き願います。

中段の児童福祉総務費の事項③少子化対策に要する経費は、第3子以降の出生時に給付となるすこやか祝金330万円を含め、合わせて630万円の補正計上であります。

下段の事項⑤子ども・子育て支援に要する経費は、保育所人件費に係る不足見込額等、子どものための教育・保育給付費補助金1,880万円を含め、合わせて3,590万8,000円の補正計上であります。

30ページをお開き願います。

中段下の児童福祉施設費の（仮称）子育て支援センターに要する経費は、不要となった経費の減額や科目間の組替えなど、合わせて920万円の減額計上であります。

下段からの款4衛生費は、総額5,023万3,000円の補正計上であります。

32ページをお開き願います。

主な事業として、保健衛生総務費の事項⑤検診事業に要する経費は、対象年齢を拡大した人間ドックやP E Tがん検診の経費を含めた各種検診業務委託料1,400万円など、合わせて1,479万8,000円の補正計上であります。

34ページをお開き願います。

予防費の事項②妊産婦健康管理に要する経費は、妊婦健診の際の交通費助成事業費66万円を含め、合わせて224万6,000円の補正計上であります。

事項③予防接種に要する経費は、高齢者等のインフルエンザワクチン接種経費等の予防接種委託料2,000万円を含め、合わせて2,177万円の補正計上であります。

下段から 3 6 ページにかけての保健センター管理費は、検診室等の床改修に係る施設修繕料 250 万円を含め、合わせて 325 万円の補正計上であります。

款 6 農林水産業費は、総額 4, 216 万 9, 000 円の補正計上であります。

主な事業として、中段の農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費は、ブランド米を保管する保管庫のリース及びフォークリフト等の購入に対するブランド米販売促進事業補助金 228 万 8, 000 円や、ブランド米の買上げに対するブランド米販売運営資金補助金 600 万円を含め、合わせて 1, 346 万 1, 000 円の補正計上であります。

38 ページをお開き願います。

中段の畜産業費の事項②堆肥センターの運営に要する経費は、攪拌機の走行レール部の改修工事費 800 万円や堆肥舎屋根改修工事費 1, 000 万円を含め、合わせて 1, 970 万円の補正計上であります。

40 ページをお開き願います。

中段からの款 7 商工費は、総額 1, 779 万 7, 000 円の補正計上であります。

主な事業として、下段から 43 ページにかけての観光費の事項①観光振興に要する経費は、名倉山登山道の手すり設置工事費 110 万円や、ふれあい広場にぎわい創出事業補助金 200 万円など、合わせて 486 万 8, 000 円の補正計上であります。

事項③アットホームおおたま管理に要する経費は、指定管理業務委託料 1, 200 万円など、合わせて 1, 260 万 6, 000 円の補正計上であります。

中段からの款 8 土木費は、総額 1 億 2, 317 万 1, 000 円の補正計上であります。

主な事業として、道路維持費の事項①道水路維持に要する経費は、除雪委託料 1, 000 万円や、道路等維持補修工事費 3, 000 万円など、合わせて 4, 340 万 4, 000 円の補正計上であります。

44 ページをお開き願います。

都市計画総務費の都市計画の管理事務に要する経費は、整備を計画している工業団地予定地の地質調査業務委託料や地域振興施設の基本計画策定等業務委託料など、合わせて 3, 854 万 6, 000 円の補正計上であります。

住宅管理費の事項②特定公共賃貸住宅の管理に要する経費は、大江田中地内の教員住宅改修工事費 150 万円など、合わせて 220 万円の補正計上であります。

事項④空き家改修に要する経費は、新たに着任した地域おこし協力隊が居住する住宅に係る空き家改修等支援事業補助金 230 万円の補正計上であります。

46 ページをお開き願います。

中段の款 9 消防費は、6, 026 万 1, 000 円の補正計上であります。

主な事業として、常備消防費の常備消防に要する経費は、広域議会において負担割合の条例改正が行われ、負担額が確定した安達地方広域行政組合消防費負担金 5, 528 万 8, 000 円の補正計上であります。

消防施設費の消防施設の整備に要する経費は、J アラートのシステム更改による受

信機更新工事費 420万円など、合わせて 427万3,000円の補正計上であります。

款10 教育費は、総額 1億2,754万9,000円の補正計上であります。

主な事業として、下段から 49 ページにかけての事務局費の事項②教委事務局の管理運営に要する経費は、10月から開始する幼稚園の弁当給食に係る補助金 450万円など、合わせて 899万5,000円の補正計上であります。

事項③スクールバス運行に要する経費は、ワゴン車の更新費用 250万円など、合わせて 330万6,000円の補正計上であります。

事項⑭小中学校雪上体育体験に要する経費は、スキー教室開催経費 536万8,000円の補正計上であります。

52 ページをお開き願います。

学校管理費の中学校の管理運営に要する経費は、校舎、体育館及び武道館の照明LED化工事費 6,942万1,000円など、合わせて 7,682万2,000円の補正計上であります。

54 ページをお開き願います。

下段から 57 ページにかけての公民館費の事項②公民館の管理運営に要する経費は、大山公民館の浄化槽補修に係る施設修繕料 75万9,000円を含め、合わせて 104万2,000円の補正計上であります。

58 ページをお開き願います。

款12 公債費の長期債利子償還に要する経費は、68万4,000円の補正計上であります。

款14 予備費は、今後の未確定要素への対応も含め、調整財源として 935万9,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻っていただいて、8 ページをお開き願います。

款10 地方特例交付金は、住宅ローン減税に係る減収補填分で 47万3,000円の減額計上、定額減税に係る減収補填分で 10 万円の補正計上であります。

款11 地方交付税は、交付額の確定による普通交付税交付金 2億5,934万9,000円の補正計上であります。

款15 国庫支出金の民生費国庫負担金は、障がい者自立支援給付費に充当となる障がい福祉サービス等給付事業費 920万6,000円など、合わせて 1,580万9,000円の補正計上であります。

民生費国庫補助金は、医療費助成のオンライン資格確認連携機能導入支援業務委託料に充当となる地域診療情報連携推進事業費 214万5,000円など、合わせて 416万9,000円の補正計上、衛生費国庫補助金は、疾病予防対策事業費などで 90万3,000円の補正計上、土木費国庫補助金は（仮称）子育て支援センター整備事業に充当となる都市構造再編集中支援事業費 4,478 万円の減額計上であります。

10ページをお開き願います。

民生費委託金は3万4,000円の補正計上、農林水産業費委託金は250万円の減額計上であります。

款16県支出金の民生費負担金は、国庫支出金と同様に障がい福祉サービス等給付事業費460万3,000円など、合わせて689万円の補正計上であります。

総務費県補助金は5,000円の減額計上、民生費県補助金は336万9,000円、衛生費県補助金は5万1,000円、農林水産業費県補助金は300万円、13ページにかけての土木費県補助金は、工業団地予定地の地質調査等に充当となる市町村工業団地開発支援事業費など1,130万円の補正計上であります。

総務費委託金は、国勢調査市町村交付金で19万8,000円の補正計上であります。

款19繰入金の介護保険特別会計繰入金は、前年度における介護保険特別会計の決算による精算戻入れ1,034万7,000円、後期高齢者医療特別会計繰入金は、決算による剰余金199万9,000円の補正計上であります。

中段の財源調整基金繰入金は4,000万円、ふるさと応援基金繰入金は92万円、農業振興基金繰入金も228万8,000円といずれも補正計上し、公共施設整備基金繰入金は1,545万円の減額計上であります。

企業版ふるさと納税基金繰入金は、再エネアグリパーク予定地で試験的に栽培するピーカンナッツの苗木代に充当となる基金取崩しで、30万円の補正計上であります。

下段の款20繰越金は、前年度繰越金として2億6,849万3,000円の補正計上であります。

14ページをお開き願います。

款21諸収入の民生費受託事業収入は、25万5,000円の補正計上であります。

雑入は、指定管理料の前年度精算金などで4,043万4,000円の補正計上であります。

款22村債の民生債は、(仮称)子育て支援センター整備事業に充当となる地域活性化整備事業債で2,830万円、消防債は、Jアラート受信機更新工事費に充当となる緊急防災・減災事業債で420万円、教育債は、大玉中学校照明LED化工事費に充当となる脱炭素化推進事業債などで8,690万円、総務債は、ふれあいセンター照明LED化工事費に充当となる脱炭素化推進事業債で720万円の補正計上であります。

60ページからは給与費明細書を掲載しておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

以上、大玉村一般会計補正予算についてご説明申し上げました。

続きまして、議案第76号、令和7年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

80ページをお開き願います。

款1 総務費の一般管理費は、職員給与費で29万円の補正計上であります。

款2 保険給付費の療養費は、80万円の補正計上であります。

款9 予備費は、財源を調整し1,936万4,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

78ページをお開き願います。

款3 県支出金の保険給付費等交付金は、普通交付金で80万円の補正計上であります。

款5 繰入金の一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金で29万円の補正計上であります。

款6 繰越金は、前年度決算の確定により1,936万4,000円の補正計上であります。

82ページからは、給与費明細書を掲載しております。

以上、大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第77号、令和7年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について、こちらも歳出よりご説明申し上げます。

98ページをお開き願います。

款1 総務費の一般管理費は、管理運営基金積立金140万8,000円の補正計上であります。

款2 農林水産業費の林業振興費は、燃料費で4万円の補正計上であります。

款3 予備費は、財源を調整し2万1,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

96ページをお開き願います。

款1 財産収入の利子及び配当金は、管理運営基金預金利子で8,000円の補正計上であります。

款2 繰越金は、前年度決算の確定により146万1,000円の補正計上であります。

以上、大玉村玉井財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第78号、令和7年度大玉村介護保険特別会計補正予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

110ページをお開き願います。

款1 総務費の一般管理費は、職員給与費等で20万7,000円の補正計上であります。

款2 保険給付費と116ページにかけての款4地域支援事業費は、財源調整であります。

款7 諸支出金の償還金は、令和6年度介護給付費等の精算に伴う返還金1,345万7,000円の補正計上であります。

一般会計繰出金は、前年度決算の確定に伴う繰出金1,034万8,000円の補正計上であります。

予備費は、財源を調整し 3, 504 万 8, 000 円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

104 ページをお開き願います。

款3 国庫支出金は、介護給付費負担金で 185 万円の増額、財政調整交付金で 1, 520 万 3, 000 円の減額、保険者機能強化推進交付金で 50 万 7, 000 円、市町村介護保険保険者努力支援交付金で 106 万 8, 000 円の増額計上であります。

106 ページをお開き願います。

款4 支払基金交付金は、介護給付費交付金 2, 521 万 3, 000 円の補正計上、地域支援事業支援交付金で 19 万 2, 000 円の減額計上であります。

款5 県支出金の介護給付費負担金は、282 万 3, 000 円の補正計上であります。

108 ページをお開き願います。

款7 繰入金のその他一般会計繰入金は 20 万 7, 000 円の補正計上、介護保険基金繰入金は、基金取崩しで 100 万円の減額計上であります。

款8 繰越金は、前年度決算の確定により 3, 706 万 4, 000 円の補正計上であります。

118 ページから給与費明細書を掲載しておりますので、ご覧になっていただければと思います。

以上、大玉村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第 79 号、令和 7 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について、歳出よりご説明申し上げます。

138 ページをお開き願います。

款1 総務費の徴収費は、電算処理業務委託料で 5 万円の補正計上であります。

款4 諸支出金の他会計繰出金は、一般会計繰出金で 199 万 9, 000 円の補正計上であります。

款5 予備費は、調整財源として 174 万 4, 000 円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

136 ページをお開き願います。

款5 繰越金は、前年度決算の確定により 379 万 3, 000 円の補正計上であります。

以上、大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第 80 号、令和 7 年度大玉村水道事業会計補正予算について、142 ページをお開き願います。

142 ページは予算実施計画であります。

143 ページからは給与費明細書を掲載しております。

148 ページをお開き願います。

補正内容の明細書であります。

収益的支出の項1 営業費用は、原水及び浄水費で 25 万 5, 000 円、配水及び給水費で 338 万 8, 000 円、総係費で 91 万 2, 000 円の補正計上であります。

次に、中段の資本的支出の項1建設費は、拡張整備費で172万7,000円の補正計上であります。

以上、大玉村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第81号、令和7年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について、152ページをお開き願います。

152ページは予算実施計画であります。

153ページからは給与費明細書を掲載しております。

160ページをお開き願います。

補正内容の明細書であります。

収益的収入の項2営業外収益は、職員給与費繰入金で768万9,000円の補正計上であります。

収益的支出の項1営業費用は、処理場費で256万9,000円、総係費で772万5,000円の補正計上であります。

下段の資本的支出の項2固定資産購入費は、ロッカー等の購入費で22万6,000円の補正計上であります。

以上、大玉村農業集落排水事業会計補正予算についてご説明申し上げました。

以上のとおり、令和7年度各会計に係る補正予算について、提案理由の説明を申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（押山義則） 提案理由の説明が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第9、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

6月定例会以降、本日までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りいたしました写しのとおり、陳情第2号、陳情第3号及び陳情第4号の3件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付いたしております付託表のとおり、陳情第2号及び陳情第3号を産業厚生常任委員会に、陳情第4号を総務文教常任委員会に付託をいたします。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時50分）